

1920年代の中国における女性の断髪

——議論・ファッション・革命

高 嶋 航

は じ め に	27
I 「読むもの／読まれるもの」から 「見るもの／見られるもの」へ	30
II 国民革命と断髪	40
お わ り に	53

は じ め に

1927年9月2日夜、上海の大東酒楼で日本、フィリピン、中国の青年、約500名が集い、懇親会が開かれた。この懇親会は中華全国体育協進会が、上海で開催中の第8回極東選手権競技大会に参加した選手・役員たちを招いて開いたものであった。大会主席をつとめた張伯苓は酔いも手伝ってか、閉会にあたって次のような挨拶をした。

今回、日本の代表団は人数が最も多く、女性選手もいたが、フィリピンは女性選手を派遣しなかった。私はいろいろ考えたが、その理由がわからなかった。おそらくフィリピンの男性選手は、女性選手が〔上海に〕来たら、我が国の女性選手にならってこぞって断髪するかもしれないと恐れたのだろう。

フィリピンを代表して答辞をのべたオシアス（Camilio Osias）は、フィリピンに来る中国人、日本人はフィリピン人女性と結婚することが多いので、今回は男性選手だけつれてきてこの地の女性を探すことができるようにした、と冗談半分に切り返した⁽¹⁾。

中国の女性選手の断髪姿は、フィリピンの役員だけでなく、日本の役員にも強い印象を

与えた。バレーボールの多田監督は、「支那女子選手は白のユニフォームに紺のスカートを穿ち頭は後から見れば男子と同様に極めて短く髪を刈り薄化粧をして頗るモダンであつた」とその印象を語っている。ただ、その直後に、「けれども吾々には如何にも卑しく見えた」と追記したように、必ずしも断髪を好ましいものとして見ていたわけではない⁽²⁾。『申報』は、胡適が中西女塾の卒業式で、日本では各界で女性の断髪に反対し、「Modern 女子」を「毛断」女子」と譏っていると述べたことに言及し、実際に日本の女性選手はほとんど断髪していないが、中国の女性選手は完全に「毛断」であり、「新派女子」だと中国の女性を賞讃した⁽³⁾。

女性の断髪は当時の最先端のファッションであった。欧米で断髪が流行しはじめたのは第一次世界大戦が終わってからで、賛否両論を巻き起こしながら、世界を席卷していった。北京の『順天時報』に掲載された1927年12月8日東京電は極東の状況を次のように伝えた。

日本人は女性の断髪をはなはだ敵視しており、東方の伝染病とみなしている。女性の断髪問題は、じつに南はマニラから北はハルビン、西はムンバイから東は東京に至るまで、家庭でも社会でも、老いも少きも、保守と急進とにかかわらず、たえず大きな波風を立てている。……フィリピンでは断髪税があるほか、日本の警察は断髪の女性を墮落者として扱い、長髪の男性を「赤化」とみなしている⁽⁴⁾。

当時国民政府が支配する南方一帯ではひろく断髪がおこなわれており、その流行が及びつつあった北京では断髪に反対する張作霖が断髪税の導入を決めていた。

断髪はモダンガールの象徴であった⁽⁵⁾。そしてモダンガールはしばしばスポーツの愛好家として描かれていた。であるならば、なぜ同じスポーツ選手でありながら、日本と中国の女性とはかくも違っていたのだろうか。村松梢風は次のように言う。

どういふ理由でかように急激に断髪の流行を来たしたのかといふと、それは政府で断髪を奨励したからである。断髪令を出して法律で命じたわけではないが、新興支那の女子は旧式なる結髪を廃して最も開明なる断髪を行へといふことをつとめて宣伝した結果かういふことになった。何処の国でも婦人は流行を追ふものだが、近年の支那は殊にそれが激しくて、此の点ではアメリカ以上だらうと思ふ⁽⁶⁾。

村松によれば、中国では政府の奨励があったために断髪がかくも流行したのである。当時上海を支配していた南京の国民党政権は、国民革命を掲げて中国を席卷しつつあった。

なぜ革命は断髪を支持したのか？ 果たして断髪のもダンガールたちは革命を支持していたのか？ ファッションとしての断髪と革命のための断髪はいかに切り結ぶのであろうか。

1930年に陶希聖は武漢と上海の断髪の違いを次のように指摘した。

1927年秋から冬にかけての頃、いわゆる西征軍がやってきた。武人と当地の豪紳は、断髪的女性をみると、共産党ではないかと疑った。武漢の断髪は実に革命の高潮の象徴となっていた。武人や豪紳らはこの種の象徴に対して、彼らの横暴な感情を発散した。真っ先に惨殺されたのは断髪的女性であった。殺害されてから済生四馬路に放置され、さらに衣服を剥がれ辱めを受けねばならなかった。すさまじい潮流は外面的には過去のものとなった。1928年に上海にやってきた当初、私はどうして上海の女性が断髪に強く心を引かれるのかいぶかった。「反動」と名指しされるのを恐れないのか？ 武人や豪紳の蹂躪に遭いはしないか？ よく見てみると、なんと武人や豪紳の側室や娘の辮髪はとっくになくなっていたのだ⁽⁷⁾。

陶希聖は、上海の紳商が断髪をもっともファッションナブルだと主張する一方で内地の女性の断髪を罵倒するのは、外国の資本が中国に与える二重の影響を反映していると論じた。すなわち、外国の資本は都市の工業、商業を大きく変える一方、原料の買い付け先であり製品の販売先である農民に対しては、旧商人や地主のもとで搾取され分に安んじることを要求していた。陶の言葉によれば、「資本家の拝金教は、中国の都市の旧礼教を打破したが、その一方で郷村の旧礼教を維持しようとした。彼らは矛盾に陥った。彼らは二重の態度でこの矛盾を維持するのである⁽⁸⁾。」

陶希聖は資本主義と礼教の関係から、断髪に対する矛盾した態度の原因を指摘した。しかしこのモデルでは、なぜ武漢で断髪の流れが断髪の弾圧に一転したのかを説明することができない。そもそも礼教を維持する側も打破する側も、なぜ女性の断髪を問題にしなかったのだろうか。どのような経緯で断髪が問題となり、なぜこの時期に断髪が急激に広まったのか。女性の断髪は世界で同時的に進行していた現象であったが、1927年の時点で中国は日本より先を走っていた。なぜ中国は突出して女性の断髪が進んでいたのか。その原因の一つが、村松が指摘するように、政府の奨励、すなわち陶希聖自身がその渦中にあった国民革命にあったとするならば、両者の関係はどうだったのか⁽⁹⁾。

纏足や辮髪の場合、西洋・近代というモデルが存在した。西洋人は誰一人纏足をしていなかったし、辮髪をしてもいなかった。一方、断髪には確たるモデルが存在しない。それどころか西洋でも女性の断髪に反対する議論は少なくなかった。したがって、女性の断髪

は単純な近代化の図式で理解できるものではない。

民国期中国の新しい女性に「新女性」「摩登ガール」という二つの類型があることを示したスティーブンズは両者の違いを以下のようにまとめた。「新女性」は単線的近代性に対する肯定的見方と将来の強き中国への希望を反映する。これに対して、「摩登ガール」には二つの側面——主観性を探究するのに夢中な女性と都市の男性を破滅させる危険なファム・ファタル——があり、両者はともに近代性にともなう疎外と喪失への深い不安を反映している。「新女性」として女性は国家と近代性への探求を支持し、「摩登ガール」として女性は近代国家に対する恐れと近代性の欠点を表象するのに使われた⁽¹⁰⁾。「新女性」は書物や新聞などのメディアを通じて、読む／読まれる存在であったが、「摩登ガール」は映画や雑誌を通じて、見る／見られる存在であった。女性参政権論者が「新女性」の典型であるとするれば、映画女優が「摩登ガール」の代表であった。「新女性」「摩登ガール」は現実の女性の類型という以上に、近代性に対する男性の期待と不安を女性に投影させた言説であった。断髪を肯定するにせよ否定するにせよ、エドワーズの言葉を借りれば、彼らは女性たちを「取り締ま」ろうとする態度を共有していた。それは権力から疎外された知識人たちが道徳の面で主導性を回復しようとした営為とみなすことができる⁽¹¹⁾。

本稿では時間軸にそって断髪の実践および断髪にまつわる言説を整理するが、その際、スティーブンズの議論を応用して、「読むもの／読まれるもの」としての断髪と「見るもの／見られるもの」としての断髪を想定する。結論を先取りすれば、最初に登場したのが「読むもの／読まれるもの」としての断髪であり、1925年ころに「見るもの／見られるもの」としての断髪が出現した。両者は国民革命のなかで結びつき、断髪の爆発的ブームを生み出す。とはいえ、先述の武漢と上海のように断髪をめぐる状況は一樣ではなかった。そこで武漢、江南、華北・東三省での状況をそれぞれ検討し、国民革命の進展段階と断髪の複雑な展開との関係を解明していきたい。

I 「読むもの／読まれるもの」から「見るもの／見られるもの」へ

1 「読むもの／読まれるもの」としての断髪

陳東原は『中国婦女生活史』（1937年）のなかで、中国でもっとも早く女性の断髪を提唱したのは『女界鐘』（1903年）の著者であったと紹介した⁽¹²⁾。金一〔金天翮〕は『女界鐘』第3節「女子之品性」で、「いま四方の志士は知識が進化し、衛生のために断髪している。私は女性の進化もまた断髪を求めることから始まると考える」と主張した。

1912年3月5日、孫文はいわゆる断髪令を發布し、すべての男性に対して20日以内に断

髪するよう命じた。こうした時勢のなか、女性でも断髪するものが現れた。湖南省の衡粹女校のある学生は「女子剪髮会」を組織して、湖南省民政司に認可を求めた。民政司長劉人熙は「不女不男不中不西之怪状」であるとし、同会の取消と蓄髪を命じた⁽¹³⁾。おなじ湖南省の影珠女校では校長の朱徳裳が女子崇儉会を設立した。朱は「女性が衣服装飾に費やすお金は非常に多い。いわんやいまや断髪が提唱されており、装飾はなおさら必要がない」と、儉約の主旨から断髪を肯定した⁽¹⁴⁾。黒竜江省でも同様に、女子師範学堂の学生が集まって断髪を提唱し、その場で2人が断髪した。そのうえで宋小濂都督に許可を求めたところ、「東西各国で女性が断髪したという話はないし、最近の中華民國にも女性の「剪辮」の規定はない。本都督は責任を負いかねる」との批が下った⁽¹⁵⁾。個人でも断髪するものはいた。ちょうどこのころ、胡蘭畦の母は髪の手入れが煩わしいことを理由に断髪し、孫友根なる女性は断髪姿で演説をしていたという⁽¹⁶⁾。

よく知られるように、中華民國臨時政府は男性の断髪を促す一方で、女性の纏足を禁止した。なぜ女性の纏足解放は肯定されたのに、女性の断髪のはうは否定されたのか。「大總統令内務部通飭各省勸禁纏足文」を見れば、纏足解放が「強民富国」の基礎となるという理由で勧められたことがわかる。一方、断髪は劉人熙の「不女不男不中不西」という表現からもわかるように、それは男でもなければ女でもない、中国（＝伝統）でもなければ西洋（＝近代）でもないものであった。女性の断髪はいかなる理屈によっても意義付けできず、社会秩序にとってきわめて危険なものとなされたのである。実際、多くの人びとにとって、尼ではない断髪した女性を想像することは難しかっ

記事
黑龍江省城女子師範學堂共有
學生二百餘人日前羣議提倡剪
髮已有當堂將髮剪去者二人聞
堂諸生均都贊成遂稟請宋都督
批准立案當奉都督批謂東西各
國並無女子剪髮之說近來中華
民國亦無女子剪辮之規定本都
督得難擔任云云



図1 『時報』 1912年6月14日

た。黒竜江省の断髪を報じた図1は髪を切った女性の後ろ姿を画いているが、これは断髪したあとの髪型が想像できなかったがゆえの苦肉の策であろう。

1916年9月、教育部は女子学校に対して「懲戒規則」を頒布した。その第1条では断髪、第2条では纏足、第5条では自由結婚が禁止され、違反者は退学処分を受けると規定された⁽¹⁷⁾。こうした規則が出されたのは、女子学校に断髪の学生がいたからである。たとえば、1916年秋から1919年夏まで湖南の激浦女学校長をつとめた向警予は、学生たちに纏足を止めさせ、運動をおこなわせ、またお下げを切らせた。向警予にとって纏足解放や断髪は男女平等へのステップであった。激浦県では「髪を切って、足を解放してしまえば、将来だれも嫁にほしがらない」といったうわさが立ったという⁽¹⁸⁾。しかし女性の断髪は、毛子震が1920年に「民国1、2年のころ、すでに提唱する人がおり、かつ実行する人もいたが、国人は進取を恐れ、古い習俗はなかなかすぐにはなくならず、今に至ってもまだ習慣となるに至っていない」と回想したごとく、大きな流れとなることはなく、個別、散発の事例におわった⁽¹⁹⁾。

女性の断髪が再び脚光を浴びるのは1919年末から1920年5月にかけてである。その口火を切ったのが、北京の『晨报』に掲載された2篇の論説であった。黄女士は衛生学の観点から断髪の利点を主張した。短い髪は洗いやすく清潔だというのである。髪は女性の装飾品であるから断髪すべきでないという批判に対しては、女性の美しさは姿や容貌の問題で、髪の長短が問題ではなく、いまは嘲笑の的になるかもしれないが、2、3年もたてば誰も笑わなくなるだろうと述べた。また当時流行していた男女平等の観点から、断髪は男性の特権ではなく、いまは男女の地位は平等だから女性も髪を切ってかまわないと述べた⁽²⁰⁾。3日後、この記事を読んだ蕙瑋女士は、髪は疾病の養成所であるとまで言い切り、黄女士の論を補強した⁽²¹⁾。こうした議論の影響を受けてであろうか、翌年1月末には北京の孔徳学校的女子学生がみずから髪を切って断髪を提唱している⁽²²⁾。

断髪の議論は上海、天津などにも広がり、たとえば上海の『民国日報』には、1月4日から5月4日までの間に実に26篇の論説が掲載された。以下に、衛生、時間、金銭、男女平等の4項目に分けて、代表的な議論を紹介しよう。

(衛生) 頭髮はもっとも血液を消費する部位であり、女性に貧血が多いのは髪が長いためである。髪が長いと寝るときに横を向かねばならず、神経、筋肉、血管を圧迫して病気の原因になる。髪が長いとすぐに臭くなるし、汚れも付きやすい。長髪は「微生物の寄生所」「蚤の大本営」「疾病の養成所」である⁽²³⁾。

(時間) 金持ちの女性たちは1日の3分の1の時間をこれに費やしている。女性は髪を整えねば学校にもいけず外にも出られず、髪を整えるまでは廃物と同じだ⁽²⁴⁾。

(金銭)断髪することで髪飾り、香水、整髪油を買わなくてすむ。男性と同じ服装ができるから、男女間で衣服のやりとりができる⁽²⁵⁾。

(男女平等)男女が同じ服装をすれば男女平等が達成できる。欧米の女性は第一次世界大戦をきっかけに社会進出を果たし、服装が大いに変わった⁽²⁶⁾。

以上の論点をまとめると、最初の3点は科学的、合理的生活を目指したもので、主として個人のレベルで断髪を正当化したものであった。男女平等は男性と同じ容姿となること、つまり女性としての性的特徴をなくすことを目指すものであった。こちらは社会のレベルで断髪を正当化したものといえるが、国家・民族の問題がほとんど論じられないことに注意しておきたい⁽²⁷⁾。断髪は個人や社会の合理化を促すものであり、国家・民族を変えようとするものではなかった。また個人の合理化とは、具体的には女性の男性化ともいえるものであった。

次に断髪の実例をいくつか拾ってみよう。1920年5月の『威克烈』第19期に、小燕女士の「我剪髪的經過」という文章が掲載された。作者は家族、親戚から強い反対を受けつつも断髪を実行した。益州女学、蓉城女学、成都女子実業学校の女学生らもまた断髪を敢行した。そのうちの1人、成都実業女子学校の秦徳君が断髪・男装した目的は、(男子校である)高等師範学校に入るためであった。同校の杜芰裳や李債雲らも彼女に倣って断髪した。杜は母親に連れかえられて無理やり結婚させられ、秦は除籍の憂き目にあった。秦は李と陳竹影をひきつれ、男装して重慶の街を闊歩した。また秦は呉玉章が主催する全川自治連合会の招きで、女性断髪、男女平等、女性解放を提唱する演説を行った。これを聞いた重慶第二女子師範学校の8名の学生が髪を切り、学校から学籍を剥奪されたことから、学生らが断髪を支持してデモ行進を行ない、新聞雑誌もこれを支援した。学校当局は風俗に妨げがあるとし、警察も同様の理由で断髪を禁止した。巴金らが主宰する『半月』は警察のやり方を批判、たちまち廃刊の憂き目にあった。のちに巴金は小説『家』でこの逸話を取り上げることになる⁽²⁸⁾。

このほか、広東では「女子剪髪社」なる組織がつくられて断髪が提唱され、浙江女子師範学校では全学的に断髪が行われた⁽²⁹⁾。1922年春に瀘州で開催された川南二十五県連合運動会では、婦女理髪店が設置され、楊森の側室らが断髪に応じた⁽³⁰⁾。1923年冬には雲南省昆明で風俗改良会が組織され、断髪をめぐる激しい議論が交わされ、『女子剪髪問題専刊』が刊行された⁽³¹⁾。しかし一方で「女界連合会で断髪をしているのは1人だけ」という指摘があるように、断髪を実行した女性はなお少数にとどまっていた⁽³²⁾。

われわれ男性は〔女性の断髪を〕提唱することはできても、実行は女性の自発による。

ただ一般の女性がこの件について賛成なのか反対なのか、私たちにはわからない。女性がこの問題について書いた文章はいくつかあるけれども、やはり大変少ない⁽³³⁾。

李思安のこの言葉は、断髪議論、ひいては五四時期の女性解放運動そのものの問題点を鋭くついたものである。『民国日報』で断髪議論をリードしたのは沈玄廬や葉楚傖のような男性であった。では当の女性たちは男性たちの「不安」をどのように見ていたのか。

『民国日報』が女性の断髪のこと騒いで、私たちを皮肉っている。……彼らは断髪利益を言っている。……そんな話は早くから知っている。みんな切っていないのに私だけ切ったら笑われる。……私たちの学校にはだれ一人断髪した子はいない⁽³⁴⁾。

彼女たちは男性たちのお節介な忠告を十分理解していた。しかしいざ断髪を実行に移す段になると、様々な障害が立ちはだかり、躊躇せざるを得なかった。ある女学生は断髪できない理由について、「女性は断髪しなきゃいけないのはわかっているけど、断髪したら学校を除籍させられるし、家では姉妹に笑われる」と述べた⁽³⁵⁾。また張韞瑾という女学生は、新聞で断髪に関する記事をよみ、すぐさま自習室に戻って髪を切ろうとしたところ、同級生の王芝如に「私は賛成だけど、家のほうは承諾したの？」と聞かれた。張は「簡単よ、切ってから手紙を書いて知らせればいい」と答えたが、「あなたのお父さんはきつと承知しない。そうなったらどうするの？」といわれ、まず家に手紙を書くことにした。なかなかうまく書けず、そのうち寝入ってしまった。夢のなかで父が現れ、良い機会だとばかり説明しようとしたところ、「おまえは断髪したいのか。わが家の家譜にはこれまで和尚頭の女人はいなかった。よその家の祠堂にだって、髪のない「女牌位」が入れられたためしはない。誰が尼みたいな女を嫁にしたがるだろう。おまえは髪を切って尼になってしまえばいいんだ」と叱りつけられた。こうして彼女の断髪願望は一気に潰えてしまった⁽³⁶⁾。髪は女性をしっかりと家に結いつけていた。髪を切ることで、家との関係まで切断され、社会で行き場を失うことになりかねなかったのである。この話はフィクションではあるが、女性たちを取り巻いていた圧力がどのようなものであったかをまざまざと示してくれる。張韞瑾のように仲間たちと寮で生活を送る女学生はまだ恵まれていた。家庭のなかにいた一般の女性にとって断髪を実行することはいっそう困難であった。母と夫に断髪を阻まれた化春という女性に対して、邵力子は「自決あるのみ」と断髪の実行を促したが、「自決」だけでは済まないところに問題があったのである。

さらに、男性の断髪とちがって、女性の場合は「政治的抑圧がなく、満洲族の清朝の刺

激がなく、欧米の女性は断髪していない」、言い換えれば、断髪を強制する要因に欠けるという問題があった⁽³⁷⁾。毛飛は「欧米から離れ、東洋〔日本〕を軽視し、……世界において断髪の新しい提唱をしよう」と高らかに宣言し、断髪の面で中国は世界をリードすべきことを主張したが⁽³⁸⁾、これは、逆に言うと、断髪の正当性を欧米や日本に求めることができないことを意味した。それどころか外国での断髪反対論が紹介されることさえあった⁽³⁹⁾。

女性たちがなぜ遅々として断髪をしないのかについて、ある論者は次のような要因を挙げた。家庭での反対、社会の嘲笑、習慣因襲、外国人の実例がない、男女の区別がなくなる、衛生（頭髪は頭部を保護する）、美観。そのうえでこの論者は美観こそが最大の理由であると述べる⁽⁴⁰⁾。男性（の地位）に近づくことが断髪の目指すところであったことから、美観の問題は等閑視され、どのように髪を切るのかという具体的、実践的な問題はほとんど論じられることがなかった⁽⁴¹⁾。ある女性は「女性の断髪とは丸刈りのことか、角刈りのことか、それとも髪を何寸か残すのか」という疑問が投げかけた。髪を切ることが尼になることを意味したこの時期にあって、こうした疑問は至極当然なものであった。すでに8年前から断髪を実行しているという金紅侠は「断髪は自由な行為であるから一定の形式はない」と答えたが、これでは問題の解決にはならない⁽⁴²⁾。髪を切るといっても、前髪も切るのか、後ろ髪はどれくらい切れば良いのか、具体的なことは全く示されなかった。実際にこのとき髪を切った秦徳君と鍾復光は、「初めて断髪した時はどういうスタイルにすればよいかわからなかった。理髪店の店員さえ、これまで女性のショートヘアをあつかったことがなかったので、困ってしまい、当時はやっていた男性の髪型で散髪した」と往事を回想した⁽⁴³⁾。重慶の第二女子師範学校の学生が1921年にとった写真をみると、頭の真中で分けるもの、七三に分けるものがある。これらはそれぞれワシントン式、ナポレオン式という当時流行の（男性の）ヘアスタイルであった⁽⁴⁴⁾。

ある論者は美観の定義そのものを変えることでこの問題に対処しようとした。曰く、女性の美は表面上の不自然な装飾にあるのではなく、徳・智・体にある、美は善の理想が外に現れたもので、衛生が善であり美である、と⁽⁴⁵⁾。別の論者は、装飾は女性の尊重を破壊する魔鬼であるとして、美観そのものを排斥した。彼らにとって断髪は議論の対象（「読むもの／読まれるもの」）であって、「見るもの／見られるもの」ではなかった。そもそも彼らの多くは実際に断髪した女性を目にしたことがなかった。断髪をめぐる言説は、断髪という言葉から喚起されるイメージをめぐるなされたものであった。そして女性たちは新聞の論説を「読んで」断髪が存在を知り、手探り状態でそれを実践したのである。

甘南引は1922年から23年にかけて全国的に行った結婚問題に関する調査のなかで断髪の問題を取り上げた。調査対象者は学生、もしくは学校関係者がほとんどであった。妻が

断髪しているかという質問には、397名のうち378名が断髪していないと答え、断髪していると答えたのはわずか6名にすぎなかった。断髪していないと答えたもののなかには、断髪を提案したが妻はいやがった、志はあるができなかった、郷里の旧礼教にとらわれて断髪していない、もし妻が断髪したらとっくに捨てていた、などの回答がみられる。また、妻子が断髪するのに賛成かという質問に対しては、既婚男性では54%が賛成したのに対して、未婚男性では38%しか賛成しなかった。賛成の理由としては、清潔、時間・金銭の節約などが挙げられるほか、女性は男性のようであってはならず、美観を保たねばならないと付帯条件をつけるものもいた。反対の理由は髪の美しさをあげるものが多い。また男女の区別がつかなくなるとか、欧米の女性も断髪していないことを挙げるものもある。極端な意見としては、女性は断髪したら怪物になるというものもある。一方で、断髪かどうかはどうでもいいというものも少なからずいた⁽⁴⁶⁾。この調査からも、やはり美観が断髪反対の主要な理由であることがうかがわれる。

『民国日報』で盛んに断髪を提唱していた葉楚傖に対して、ある人が、あなたの妻は断髪しているのかと尋ねたところ、意外にも断髪していないという返事がかえってきた。それはおかしいとの批判に対して、葉は妻に断髪を強制することはできないと答えた⁽⁴⁷⁾。むろん、断髪は強制されるべきものではない。しかし、身近な者すら説得できないのに、社会全体を説得できるだろうか。

人はこう言うかもしれない。「〔断髪は〕便利と言えば便利だが、社会で実行しているものはまだ少ない。一般の女性はやはり断髪しようとしない。」これは私の責任ではない。私はただ「女性が断髪すべきかどうか」の問題を解決しただけであり、「応剪（切るべし）」の2字を答えとし、理想とする。私の理想を実現するのはやはり社会の女性なのである⁽⁴⁸⁾。

彼らは提唱するだけで、実行は女性の「自決」に任せた。彼らにとって断髪は所詮「論じるもの」であり、論じることに意義があった。それで「女性を取り締まる」目的は十分に達せられたのである。

女性の断髪は進歩的な男性知識人によって支持されたが、女性たちをとりまいていたのは旧態依然とした政府であり、社会であり、学校であり、家庭であった。毛沢東が1927年に有名な「湖南農民運動考察報告」のなかで指摘したように、女性たちは皇権、族権、父権、夫権に束縛されていた。様々な権力に幾重にも縛られた女性は、自分の髪型でさえ自由に処置することができなかった。孔徳学校の学生は「社会を解放するにはまず自分を

解放しなければならない」と主張したが、社会が変わらない限り、解放された個人は社会での居場所を失うことになりかねない⁽⁴⁹⁾。孔徳学校の学生がそうであったように、断髪が集団でなされることが多かったのは、それが単に個人の問題に止まるものではなかったからである。毛沢東は1919年に次のように言った。

女性は本来罪人である。高い髻や長いスカートは男性が彼女たちに課した刑具である。そして顔の紅とおしろいは入れ墨である。手の飾りは桎梏である。耳のピアスと纏足は肉刑である。女性を痛めつけて声を出させず、女性を閉じ込めて外へ出さない。ある人が尋ねた。「どうすればこの罪から逃れることができるのか？」私は言った。「女子革命軍を起こすしかない⁽⁵⁰⁾。」

2 「見るもの／見られるもの」としての断髪

女性の断髪はむかし新文化家が提唱したものであり、いま上海で断髪を実行しているものは多い。しかし教会や官立学校の中だけで、社会全体から言えば少数に止まっている。いまの断髪女性はぼさぼさ頭に垢まみれの顔で、美の方面についてはいささか注意を欠いているようである。男女が不平等な点は経済、法律の2点にあり、断髪などは女性だけの美観の問題であって、男女平等とは関係なく、男性の玩具になると言う話も問題外である⁽⁵¹⁾。

1925年2月になされたこの主張は、五四時期の「新文化家」の議論と比べて、大きな違いがある。論者はもはや断髪を男女平等と結びつける必要を感じなかった。断髪とは純粹に美観の問題であった。断髪は抽象的な議論から具体的な実践へと、また男性の問題から女性自身の問題へと変わりつつあったのである。

1925年10月、大中華百合影片会社の映画「小廠主 The Boy Heiress」が上映された。主演は黎明暉。黎は湖南省湘潭の出身、児童音楽で有名な黎錦暉の娘で、12歳のころから舞台に立って父のつくった歌を歌うようになり、15歳で環球電影会社のオーディションをうけ、映画女優への道を歩み始める。幼い頃から聡明活潑、さっぱりした性格でスポーツを好んだ黎明暉は、天真爛漫で自然な演技により、一躍人気女優の仲間入りを果すことになる⁽⁵²⁾。「小廠主」は黎にとって4作目の出演で、初の主演映画であった。映画のなか

に黎の扮する黎愛芳が髪を切って男装するシーンがあり、黎はこの役柄のために髪を切っ

たのである。黎明暉が演じた役柄は活潑で健康的な少女であり、セクシャリティとは無縁であった。このことは、彼女が男女の境界を乗り越えることを容易にしたであろう。それでも、女優が髪を切るというのはセンセーショナルな事件であった。8月5日の『三日画報』はさっそく断髪姿の黎明暉の写真を掲載し、黎明暉の髪型は「鴨屁股（あひるのおしり）」として広く知られるようになった。郵便物の宛先に「鴨屁股」と記したら、黎明暉のもとにちゃんと届いたという逸話さえまことしやかに語られた。「鴨屁股」は黎明暉のトレードマークとなった⁽⁵³⁾。

黎明暉に続いて、殷明珠が映画「伝家宝」のために髪を切った⁽⁵⁴⁾。他の女優も続々と髪をきり、マスコミもこれを煽り立てた⁽⁵⁵⁾。1926年2月に『三日画報』があげた断髪女優には、殷明珠、黎明暉、楊耐梅、謝采貞、張美烈、嚴月嬌、陸美玲らがいた⁽⁵⁶⁾。断髪したのは女優だけではない。無錫人の「ミス蘇」は揚州の五師小及び五師初中の体育教員であった。黎妹妹〔黎明暉〕が断髪した時、まっさきに応じ、同時に両校の学生でこれにならったものも数人いた⁽⁵⁷⁾。断髪の流行は江南一帯に止まらなかった。おりしも夏休みで帰省していた女学生がこの流行を広めた。南開大学では、夏休みがあけると、31名の女学生のうち16名が断髪しており、男子学生を驚かせた⁽⁵⁸⁾。

上海の断髪はここ1、2年のことにすぎず、某映画女優が切ってから、各新聞は競って報じたのである。某映画会社はさらに広告を出して、スターがある役を演じるためにその美髪を犠牲にしたといった⁽⁵⁹⁾。

上海における断髪ブームはメディアが創り出したものであった。1925年といえば、国産映画の勃興期にあたる。上海の女性たちはそれまで演劇にたいして注いでいた情熱をそのまま映画に持ち込んだ。「国産の映画が流行してより、口紅をつける風習がしだいに流行してきた⁽⁶⁰⁾」「国産の映画が始まってから女優たちは競って奇装を尚び、目立ちたがり屋は女優の真似をした⁽⁶¹⁾」などの記事が示すように、国産映画は女性たちのファッションに多大な影響を及ぼしはじめていた。スクリーンのなかで輝く断髪女優を見て、断髪が「不好看」ではなくファッションブルなスタイルとして目に焼きついたことだろう。新聞や雑誌には彼女らの写真が至るところに掲載され、またどの顔にはどういったヘアスタイルが好いということが絵入りで説明された。当時流行していた月份牌（絵入りカレンダー）もさかんに断髪女性を取り上げた。断髪のスタイルブックが刊行され、女性断髪店の広告が紙上に見られるようになる⁽⁶²⁾。社会の中で女性の断髪が可視化され、それが消費されるにしたがって、断髪実践の最大の障害であった美観の問題は雲散霧消してしまった。断髪

は「見るもの／見られるもの」となったのである。

1920年の時点では断髪反対の有力な根拠であった外国の状況も、この時期には大きく変わっていた。「年来、世界各国の女性はみな断髪が流行している。フランスで最も多く、アメリカでは7、8割がた断髪しており、女学生で断髪してないのは百人中1、2人にすぎない。イギリス、日本では2、3割程度である。中国ではわずか2、3パーセントしか断髪していない⁽⁶³⁾。」記事の正確さはひとまずおくとしても、外国の状況が断髪を正当化する材料に使われている点は大きな変化といえよう。またこの時点では、日本のほうが断髪が普及していると認識されていたことも注意したい。

断髪は最先端のファッションとして認知されたものの、それだけでは普及につながらなかった。孫伝芳統治下の上海では断髪が禁止されていたからである。1926年11月には、上海各界婦女連合会が断髪禁止に反対する声明を出しており、禁令が単なる空文でなかったことがうかがわれる⁽⁶⁴⁾。この問題については、次章で検討することとし、ここでは断髪の普及を阻んだもう一つの要因について言及しておきたい。

それは理髪店の問題である。清代の辮髪にせよ、民国期の断髪にせよ、男性にとって理髪は欠かせないものであった。しかし女性は自ら髪を整えるか、あるいは「梳頭娘嬢」のような人をやとって髪を結わせており、女性が理髪店に行くという考え方そのものが存在しなかった。したがって、女性のための理髪店が不足し、「上海の一般の婦女が轻轻松松断髪を決心できないのは、上海に技術のある理髪匠がいらないから」といわれたように、それは断髪の流行を妨げる大きな要因になっていた⁽⁶⁵⁾。

1926年初頭の上海では、霞飛路に外国の理髪店があったが値段が高く、武昌路の女性理髪店は技術が拙劣で繁盛していなかった⁽⁶⁶⁾。同年3月の状況は次の通りであった。

南京路に3軒ある。外灘の角にある匯中飯店の隣と、南京路34号でアメリカ人が開設している宝兒美麗女子断髪所、惠羅会社の隣で南洋烟会社の裏手に1軒の計3軒。フランス租界の霞飛路に3軒あり、1つは櫻井という日本人が開設したもの、1つはフランス人、1つは西洋人が開設したものである。上述の店を使うのは欧米の女性で、中国人では金持ちの女性か女優である。一度切れば2、3元かかり、ウェーブでもあてれば4、5元かかってしまう。中国人が開設するものでは、新世界の向かいの一楽があり、値段は安い技術はなかなかである。このほか虹口の武昌路と北四川路にも理髪所がある。ただ中国の理髪所は女性専用の部屋がない。とりわけ身体・皮膚というのはわが国の女性がとりわけ重視してきたもので、軽々しく男性の手で触れられるのを願わない。上海の女性理髪所は中国系、外国系を問わず男性の技師ばかりで、一部

の女性はこのために断髪しながらない⁽⁶⁷⁾。

ファッションとしての断髪は、たんに髪を短く切るだけではすまなかった。然るべき理髪店で髪を切ってもらい、然るべき服装や装飾を身につけねばならなかった。ファッションのまえでは、時間や金の節約、衛生、男女平等といった議論は意味を持たなかった。ファッションはそうした議論をやすやすと乗り越え、従来の断髪に対する意味づけの過剰さを浮き彫りにした。これはかつての断髪支持者にとっては、けっして好ましい状況ではなかった。1926年9月の『新女性』で陳望道は、かつてはおめかしに反対するために断髪していたのに、いまやおめかしのために断髪しているとして、次のような苦言を呈した。

ここ1、2年、審美上から断髪を主張するものが出てきて、断髪現象はようやく普及しはじめたが、「奥様方」までするようになった。……その意義はまさに当時主張していたところと正反対であるといえる。……現在、断髪はもはや新式女性の標識ではなくなった。それはあたかも旗袍が旗人の標識ではなく、洋服が洋人の標識でないのと同じである⁽⁶⁸⁾。



◁ 脚 舊 頭 新 ▷
“Fashion old with new”.

図2 『北洋画報』第60期、1927年2月9日

とはいえ、その1年後に比べると、断髪の流れはまだまだ限られたものでしかなかった。禁令の存在や理髪店の不足が障害となったからである。

II 国民革命と断髪

1 断髪の政治化

北伐軍が江蘇、浙江を克服して後、経過した地方では日々改革が行なわれているが、最も普遍的なものは断髪である。一般に时髦な女性は9割方髪を切ってしまっている⁽⁶⁹⁾。



図3 『民国日報』1927年1月1日

民国14、15年以後、女性をはじめて断髪を重視するようになった。すなわち「北兵頭」である。わが国の北伐のとき、女性で従軍するものには断髪のものがおり、民間はこれにならった。上海で流行して台湾に入ったので、「北兵頭」という⁽⁷⁰⁾。

これらの資料では、断髪と国民革命（北伐）が明確に結びつけられている。図3は1927年1月1日『民国日報』に掲載されたイラストである。このイラストは国民革命の回顧と展望をする文章のなかに添えられており、すでにこの時点で国民革命と断髪が結びつけられていたことを示している。革命としての断髪は、いつどのような経緯で誕生したのだろうか。

中国共産党は1922年2月の二全大会で「婦女運動に関する決議」を採択し、女性運動に対する指針が示された。そのなかには旧社会の一切の礼教習俗の束縛を打破することという文言はあるが、断髪に関して直接の言及はない。これは翌年の三全大会でも同様である。一方、中国国民党は1924年の一全大会で男女平等と女性の権利の発展をはかることを確認し、中央婦女部を設立した。1926年1月の二全大会で採択された「婦女運動決議案」では、女性を国民革命に参加させるよう指導するとともに、女性自身の解放にも力を入れるべきだと規定した。ここに個人の解放である断髪と民族の解放である国民革命が結びつく理論上の基礎が示されたことになる。しかしそれはあくまでも、断髪と国民革命を結びつける条件が整ったと言うことにすぎない。

1926年3月18日、いわゆる三・一八惨案が発生した。学生たちは列強がつきつけた八国通牒に反対し、北京政府にこれを拒否するよう要求、天安門前で決議案を採択し、執政府へ請願に向かう途中、軍警の発砲により47名の死者と多数の負傷者を出した。臨時執政府は共産党がこの事件に深く関与しているとみなした⁽⁷¹⁾。三・一八惨案後に公表された証言には断髪にまつわるものがいくつかある。以下に列举してみよう。

死者の多くは断髪した女学生と手に旗を持った人民であり、あらかじめ射撃の標的になっていたことは明らかである⁽⁷²⁾。

当日弾が当たった女学生の大半は断髪していた⁽⁷³⁾。

銃弾や棍棒を用いるかどうかの区別は断髪をしているか否かにあった……これまた頭髪の惨劇だ⁽⁷⁴⁾。

聞いたところでは、衛兵はもっぱら洋服を着た男性と断髪をした女性に向かって発砲し、刀を振りかざしたという。魏〔士毅〕女士は断髪していたので撃ち殺された⁽⁷⁵⁾。

これらの証言の真否は判断できないが、すくなくとも断髪した女性が標的になったと広く信じられていたことは確かである。なぜ彼女たちは標的になったのか。楊春洲によれば、「当時の女学生はみな長いお下げを留めており、革命の意思がある少数の進歩分子だけがお下げを切っていた。彼女らは反動派が最も忌み嫌う人物であった⁽⁷⁶⁾。」また培良はもっと端的に「断髪した女性は共産党であった」と証言している⁽⁷⁷⁾。

政府、教育当局にとって、断髪した女性は礼教、社会秩序の破壊者であり、その意味で当時政府が躍起になって弾圧の対象としていた「共産」「赤化」と重なり合った。断髪姿の女学生たちは政府、教育当局との闘争でも先頭になって活躍したから、その意味でも断髪は「共産」「赤化」との連想を容易にした。実際、国民革命に関わった女性たちには断髪したものが多かった。たとえば蔡暢は早くも1912年に母の葛健豪とともに断髪していた⁽⁷⁸⁾。向警予については第一章で述べたとおり、1916年には学生に断髪を奨励していた。鄧穎超は1919年頃の写真をみるとすでに断髪している⁽⁷⁹⁾。1926年夏、胡蘭畦が広州で国民党婦女部長何香凝を訪れたとき、何は「髪を短く切り、旗袍を身に付け」ていた⁽⁸⁰⁾。国民党統治下の広州では、断髪が革命への参加を表明する徴となっていた⁽⁸¹⁾。

孫伝芳統治下の上海では断髪が禁止されていた。1926年11月、共産党の機関紙『嚮導』は「彼〔孫伝芳〕の勢力範囲内では、学生服か洋服を着ている男性と断髪の女性はみなスパイとみなされて、ほしいままに逮捕監禁され、銃殺刑に処せられている」と報じた⁽⁸²⁾。おなじく11月、浙江省長夏超が国民革命軍に投じたため、孫伝芳は杭州に派兵した。杭州では孫軍が杭州城に入れば断髪的女子学生を逮捕するだろうという噂が広がり、断髪した女子学生はニセのお下げをつけて学校に閉じこもったという⁽⁸³⁾。また同じ頃周作人は、孫伝芳と丁文江が上海で大々的に革命党を逮捕したという記事と、世間では断髪した女性のことを「女革命」と呼んでいるという記事を並べて次のように言う。

以前、辮髪のない人を見ると、みなあれは「革命党」だと言ったものだが、のちに軍政府がひとたび命令すると、自分たちも辮髪を切ってしまった。このたび断髪した女性を見て大騒ぎしているのは、「一体どういう心理なのかわからない」と言うべきで

ある。辮髪は満清の記号であり、それを切るのは反抗の意味を含んでいると多少なりともいえるが、女性の頭髪は孫、丁の権威のしるしであり、それを損ねたら反逆だといえることができるだろうか⁽⁸⁴⁾。

こうした状況を受けて、中国共産党中央婦女運動委員会は、反動政治の圧迫下におかれた中国の女性には断髪や長袍を着る自由さえないとして、これを反軍閥の宣伝を拡大する機会ととらえた⁽⁸⁵⁾。女性の断髪はもともと「道德」の問題であって、「政治」の問題ではなかった。女子学生が政治化するにつれて、断髪にも政治的意味が付与されるようになったのである。しかし前章で見たように、上海ではちょうどファッションとしての断髪が流行していた。両者の間に混同は起きなかったのだろうか。ファッションのため断髪した女性たちは逮捕されなかったのか。この問題に答えるまえに、武漢での断髪の展開を確認しておきたい。

2 武漢——断髪＝革命

1926年10月10日に北伐軍が武昌を攻め落としてまもない頃、藍淑文は湖北婦女協会を訪れた。そこで他の女性たちと話をするうちに、感情が高ぶり、その場にいた女性たちは相次いで髪を切るに至った⁽⁸⁶⁾。こうした光景は国民革命のもとでは決して珍しいものではなかった。同年11月に北伐軍が南昌を占領すると、胡毓秀は高安県の婦女協会設立の準備を任されることになった。「この指示を聞くと、わたしたちはとても興奮して、家に帰るやいなや髪を切った⁽⁸⁷⁾。」万安県で婦女協会の設立準備を手伝っていた康克清も、「大会での討論を聞いているうちに、目の前が大きく開けていくように思われ、この日彼女は決心して代表たちにならって髪を切りました⁽⁸⁸⁾。」このように婦女協会に関わる女性の多くは断髪をした。彼女たちにとって断髪はひとつの意思表示であり、それは革命参加のための通過儀礼としてとらえられていた。しかし断髪は公式の運動方針として提示されていたわけではない。

1927年3月8日午後、漢口で三八国際婦女節記念大会が行なわれ、約20万人が集まった⁽⁸⁹⁾。漢口特別市党部の詹大悲は、女性解放はまず自身の身体の鎖を解き放たねばならないと主張し、纏足と断髪について次のように語った。

纏足はわが女性の同胞を束縛し、わが女性の同胞の身体を不具にしています。また蓄髪は毎日鏡をみて髪を梳くのに、どれだけ時間を費やしているかわかりません。私は今日から、わが湖北の女性がみなすぐに纏足解放運動と断髪運動を行なうことを希望

します。そうすることではじめて真に自己の解放を求めることができ、努力して革命工作を担うことができ、あなたがたは真の幸福を得ることができるのです⁽⁹⁰⁾。

一方、武昌ではこの日から、湖北省婦女部長蔡暢の指導のもとで、全省婦女代表大会が開催されていた。しかし、大会で採択された「湖北女性総要求決議案」「宣伝問題決議案」「放足運動決議案」「教育問題決議案」等の決議案には断髪に関する項目・規定はない。にもかかわらず、5月に湖北省党部婦女部は大規模な断髪運動を展開し⁽⁹¹⁾、その影響は武漢だけでなく地方へも波及した。例えば黄陵市の婦女協会の運動方針は纏足解放と断髪 of 宣伝であった⁽⁹²⁾。黄安県では天足会が設立されて以来、纏足解放に大きな成果をおさめていたが、新たに設立された同県の婦女協会は纏足解放運動と平行して断髪運動を推進し、5月中旬までの数週間で1620人余りが断髪するという成果をあげた⁽⁹³⁾。内田佐和吉は「武漢は我が大正十五年九月蒋介石の北伐軍が入り直ちに婦女に断髪せしめた、断髪しない女は国賊のやうに言はれ、国民婦女協会もこの指導をうけ田舎の隅々まで断髪が行はれた」と記している⁽⁹⁴⁾。

荷笠は当時の漢口の状況について、「まるで人々はみな革命化したかのようであり、人々の日常生活の習慣と思想行動もみなすっかり革命化してしまったかのようである」と記し、一般人は軍服と帯剣用ベルトを羨望し、食事を五分で平らげるのを「革命式」と称し、客間には孫文の遺像、遺言、遺囑を飾り、「革命的姉姊」「革命的妹妹」などの言葉を使う、と具体的な事例を挙げて当時の雰囲気の説明した。断髪と纏足解放についてはこう述べる。

本来断髪には自ら断髪する理由がある。纏足解放もまた自らそうする理由がある。ただ、いま断髪や纏足解放をする人、あるいは他人に断髪や纏足解放を強いる人は、みなこのこと本来の理由を失ってしまっている。彼女らがそうすること、あるいは他の人にそうすることを強いることが、とりもなおさず革命なのである⁽⁹⁵⁾。

武漢を覆っていた革命的雰囲気の中で、革命は一つのファッションとなり、人びとはこぞって「革命式」のスタイルを模倣し、それで革命に参加した気分になった。断髪もまたそうした革命の標識の一つであった。断髪は本来、個人の自覚に基づく自発的行為であるべきであった。ところが、やがて「都市の女性はおしなべて断髪してしまった。まだ切っていないものは、婦女協会が人を派遣して路上で強制的手段を用いて『頭髪革命』を実行している」というように、断髪 of 強制が始まった⁽⁹⁶⁾。そして「断髪する／させる」という行為そのものが革命と同一視されるに至ったのである。革命のために断髪した女性たち

は、いまや断髪のために「革命」に参加したのである。すでにファッションとしての断髪が流行していた上海とちがい、武漢では革命としての断髪とファッションとしての断髪が明確に区別されないまま、「革命ファッション」として急速に普及した。

5月13日、国民革命軍鄂軍第一師師長夏斗寅が反乱を起こした。夏軍は「断髪したものは反革命である。だからおまえたちを打倒しなければならない」といって各地で婦女協会を襲撃し、すべての断髪女性を残らず殺そうとした⁽⁹⁷⁾。国民政府側は中央独立師を編成して夏斗寅の討伐に向かった。中央独立師には武漢中央軍事政治学校の女生隊も参加し、夏軍が駆逐された地域で宣伝、群衆工作に従事していた⁽⁹⁸⁾。咸寧では婦女協会に入った女性の4分の3は断髪をしていたが、宣伝の時間が少なかったため、群衆運動に参加したならず、とりわけ行進してスローガンを叫ぶのをいやがった⁽⁹⁹⁾。国民政府軍が咸寧を出て行ったあと、ふたたび夏軍がやってきて断髪的女性を一律に殺害した⁽¹⁰⁰⁾。夏軍討伐をおえて武漢に帰還した女生隊の彭漪蘭は「民衆は一度我々を見るや、あい連れ立って逃げてしまう。男は徴兵を恐れ、女は断髪を恐れる」と報告した。女性にとって、断髪は男性にとっての徴兵と同義であった⁽¹⁰¹⁾。断髪と革命が同一視される状況において、断髪は政治的立場の標識となり、「反動派」（国民党右派）の標的となった。国民革命の意義を宣伝する十分な時間、人材にこと欠くなかで、手軽で視覚的効果が高い断髪は婦女協会のほとんど唯一の活動となった。

断髪は徴兵とおなじく人びとを強制的に革命の陣営へ連行した。武漢国民政府の末期において、それは多くの場合、死を意味した。羅田県では夏軍の残党が断髪女性の乳房にロープを通し、裸で歩き回らせ、上游県では乳房がえぐられ、胸や腹を刺され、全身がむくんだ断髪女性の遺体が十数体みつかった⁽¹⁰²⁾。魯迅によれば、断髪女性の両乳を切断するのは、より男性に似せて女性たちが妄りに男性の真似をしないよう警告するためであった⁽¹⁰³⁾。「裸体游行」事件や「共妻」という中傷の表現にみられるように、断髪女性はしばしばセクシャリティの逸脱者とみなされた⁽¹⁰⁴⁾。「反動派」は、男女の境を越えようとした断髪女性の女性性を徹底的に除去しなければ気が済まなかった。

このように国民党左派・共産党と国民党右派との抗争が激化し、国民革命そのものが行き詰まるなかで、婦女協会の活動は断髪運動へと収斂していった。ではなぜ断髪だったのか。末次玲子は武漢における女性運動が放足と断髪に集中した原因について、「革命指導部が結婚・離婚の自由など婚姻・家族改革の運動が、家父長たちとりわけ男性農民の反発をまねいて革命にとってマイナスだと考え」、そのかわりとして放足と断髪がクローズアップされたとする。1927年2月の共産党中央の通告では「宗法社会関係の深刻な地方では、纏足反対だけをスローガンとすべきで……」とあり、まずは男性農民を味方につけること

を優先し、女性運動は当面纏足解放などの無難な運動から始めるよう求めた。このように指導部によって方向が規定される女性運動のあり方を末次は「政權主導型女性解放」とよび、武漢での女性運動をその源流ととらえる。ただ、革命指導部が断髪運動についても指示をしたかについては疑問がある。末次は前掲の共産党中央の通告に「宣伝は断髪と放足という二つの中心的なスローガンについて集中的に行なうこと」とあり、漢口の三八国際婦女節記念大会や湖北全省第一回婦女代表大会はこの指示に忠実に従って、放足と断髪に運動が集中したとする⁽¹⁰⁵⁾。しかしこの通告はスローガンを二つに絞れとは言っているが、それは「当地の婦女の現在の需要がなにかを見て定めるべき」であって、断髪と放足の二つに絞れと言っているわけではない⁽¹⁰⁶⁾。末次が示したように、革命指導部は女性運動より農民運動を優先し、男性農民の反発が強い婦女協会の活動を制限しようとした。婦女協会の活動はいきおい男性農民との摩擦が少ない方向へと傾斜せざるをえず、そうした状況のなかで、婦女協会の女性たちは断髪を自発的に、というよりも少ない選択肢のなかから余儀なく断髪を選ぶに至ったといえよう。国民党左派・共産党、国民党右派、いずれの陣営も纏足解放に積極的に異議を唱えることはできなかったから、勢い断髪が両者の抗争の焦点となった。婦女協会による断髪運動の過激化は、女性解放運動の順調な発展から導き出されたものではなく、むしろその行き詰まりを示すものであった。それはまた武漢における国民革命そのものの行き詰まりを示すものでもあった。

7月15日、武漢国民政府が「分共」を決定すると、断髪的女性は苦境に追い込まれる。国民党が女性団体を解散させ、断髪的女性を殺戮するとの噂が広まり、中央婦女部や湖北省政府は断髪的女性と婦女協会を保護するよう命令を出さねばならなかった⁽¹⁰⁷⁾。国民革命の象徴であり、革命そのものとなった断髪は、革命の方針転換により、革命から置き去りにされたのである。その後も国民党と共産党の抗争地域では、依然として断髪女性共産党と結びつけられ続けた。広東省の花県にいた共産党軍の一隊は百余名の断髪女性によって先導されていると報告された⁽¹⁰⁸⁾。広州では断髪女性が1日に何度も難に遭っていた⁽¹⁰⁹⁾。また河南では断髪女性が共産党の疑いをかけられて監視され、外を出歩くことができなかった⁽¹¹⁰⁾。湖南では馬日事変以後、「巴巴頭〔髷をつけた髪型〕は万万歳、漂漂鵝婆〔メンドリの尾のように短い髪〕は銃殺に遭う」といわれ、短髪だった共産党員の曾志は外を出歩くことができなくなった。その後ソヴィエト政府が成立すると、曾志は伸ばしていた髪を切り、旗袍を脱ぎ、男子学生の格好をして活動を再開した。そして国民党統治区で活動するときには、髷を結び、現地の女性の服装をした⁽¹¹¹⁾。このように、共産党員は断髪イメージを逆手にとって、自らの身分をカモフラージュしたのである。

3 江南——ファッションと革命の交錯

北伐軍が到来した1927年春から夏にかけて「剪髪潮」と呼ばれる断髪ブームが江南一帯を席捲した。

青天白日旗の至るところ、頭脳が新しく知識が開けた女性はみな髪を切った。上海では婦女連合会が女性の断髪を提唱して以来、断髪するものが多く、大通りを行く女性の6、7割は「鴨股」に属する……女性の断髪スタイルは一樣ではなく、十余種を下らない……角刈りや和尚頭にするものは、女党軍以外は見たことがない⁽¹¹²⁾。

江蘇が国民党治下におかれてから上海の女性の間で断髪が盛行した。嘉定県でも同様で、断髪した者は全市の7割を占め、うち少女が4割、少婦が2割、中年の婦人が1割を占めている。スタイルは昔の黎明暉式が多く、また左右に分けて首のところまで垂らす今の黎明暉式のものもある⁽¹¹³⁾。

革命軍が起こって以来、勢いよく興ったのは女性の断髪である。その来るや潮の如く、沛然として防ぎようがない。上海は風気の先端を開き、平湖の女性もそれに染まって、断髪した学生は8割に達し、教員で断髪していないものはゼロに等しい。教育界以外でも4割が断髪した。婢女に多いのは、一般の女性は髪を切った後どういうふうになるかわからず、美観を損ねることを恐れ、まず彼女らに実験させるからだ⁽¹¹⁴⁾。

上海では四・一二クーデタにより、国民革命は早い段階で共産党と決別し断髪女性が共産党員と見なされて迫害されることはなかった。断髪はむしろ封建的な軍閥との対比で、新政権の象徴として機能した。武漢の中央軍事政治学校で教官をしていた陶希聖は、武漢国民政府の「分共」にともない中国共産党から離脱した。1928年に南京国民革命軍総司令部政治部に奉職すべく上海を訪れたとき、上海の女性たちが断髪にたいして強く惹かれているのをみていぶかった。彼女たちは「反動」とみなされるのを恐れないのか？「武人豪紳」に蹂躪されないのか？やがて陶は武漢と上海では事情が全く異なることを理解する。陶希聖は武漢で断髪を拒否して逃避する途中に遭難した女性の逸話を挙げつつ、「女性のお下げは革命に抵抗することはできても、流行には抵抗できない」と結論した。彼の見るところ、上海の女性は革命のためではなく、流行のために断髪したのであった⁽¹¹⁵⁾。単に革命の意思表示であれば、スタイルにこだわる必要はない。しかし角刈りや和尚頭は「女党軍」として蔑視されていた。ファッションとしての断髪は、革命としての断髪にかこつけて一気に開花したのである。

革命軍が揚州を占領するや、軍隊に従って働く女同志は、眉のあたりで切りそろえた短髪で、旗袍に皮靴で駿馬に乗って通りを駆け抜けた……見るものは羨望し、とりわけ女性界がそうであった。断髪は心はまたここに基づく⁽¹¹⁶⁾。

この記事は、断髪がファッショナブルなものとして羨望の的になったことを物語っている。断髪に魅了されたのは女性だけではない。

革命軍が再度揚州にいたり、某女校では断髪を提唱する挙に出た。そこで一般の「時髦」を称する婦女たちは争って真似をした……鄒生はこれをみて非常に美しいと思い、妻が結髪して今まで流行に乗ったことがないのを見て、日夜切ることを催促した⁽¹¹⁷⁾。

ちょうどこの頃、アメリカへ向かう途中に神戸に立ち寄った蒋介石夫人陳潔如と張静江の娘2人は日本の新聞でそれぞれ「とても美人で断髪洋装の近代的婦人」「モダンたつぷりな断髪洋装の気持ちのよいお嬢さん」として紹介された。記者が「お国の騒ぎを忘れたやう」な張姉妹に「北軍が南京に迫つて来たり南京政府にゴタゴタがあつたりしてお父さんもさぞご心配でしょう」と質問すると、張姉妹の答えは「さあどうですか、政治なんか私たちには何もわかりませせん」と「華やかに笑つてゐた」という⁽¹¹⁸⁾。この話には、国民革命の象徴でもある断髪は政治性がみじんも感じられない。

断髪流行の障碍であった理髪店の問題もこの時期大きく改善された。

租界の商店は戒嚴令が出されてから営業が落ち込んでいるが、理髪店だけは未曾有の景気である。大きな理髪店（一楽、万国、東亜、両新新、昇発、華洋、華新、成記）は女性客の応接に暇がない。費用は普通4～8角、初めてお下げを切るときは1元～1元2角である⁽¹¹⁹⁾。

理髪業界は空前の断髪ブームに活況を呈した。上海では1927年秋に女子理髪専科学校が開校し、南京では「三步一理髪店」というほど数多くの理髪店が店を開いた⁽¹²⁰⁾。しかしブームの初期、とくに地方の女性たちは苦勞したようである。

国民党軍が最初に来た時、断髪は技術があつたのは青年会理髪所だけだった。うち座席は2つしかなく、多くの女性は昼食を犠牲にして、空いた時間に行って見るが何日も順番が回ってこないこともあつた。最初に切るのは黎家妹妹式がおおかつた。……

2か月来、蘇州女界の断髪ブームは盛んで、青年会の理髪館は女性の断髪を加えて需要に応じている。……閶門外大通りの大同理髪館も女性の断髪スペースを設けた。惜しむらくはみな男の理髪匠がやっていることだ⁽¹²¹⁾。

この記事が「惜しむらく」と表現したように、女性の理髪師の不足はなお未解決の問題であった。女性たちは依然として男性に髪を切られるのを嫌っていた。蘇州では理髪師による強姦事件が発生し、女性が男性の理髪店に入ることが禁止された。こうした情勢をうけて、各地で女性理髪師を養成する学校が生まれた⁽¹²²⁾。無錫でこの需要に応えたのは娼妓たちで、断髪は女性解放の役割も果たしたことになる⁽¹²³⁾。

では、断髪ブームによってどれくらいの人が断髪したのだろうか。次に挙げる資料は杭州の婦女親睦大会に参加した女性のヘアスタイルを調査したもので、286名中145名が断髪していたことになる⁽¹²⁴⁾。この調査の対象となった女性は進歩的なものが多かったと思われるので、やや割り引いて考える必要があるが、それでもかなり多くの女性が断髪したことがわかってる。

老式	直愛司	横愛司	鮑魚頭	辮盤頭	辮子	散盤頭	和尚頭	盪髪	剪髪	計
13	15	19	12	32	30	18	1	1	145	286

(注)「辮子」には子供を含む。「盪髪」は「燙髪」に同じく、パーマのこと。

4 華北、東三省——最後の攻防

北京政府は、女性の断髪を犯罪行為であると規定し、断髪に対する禁令を出した。それによると、断髪にはボルシェヴィズムの色合いがあるという。上海では断髪はいまや外国人女性だけでなく、中国人女性の間でも流行している⁽¹²⁵⁾。

7月14日の上海電は北京と上海の断髪をめぐる対照的な状況をこのように伝えた。張作霖が君臨する北京では、依然として断髪は禁止されていた。禁止の理由は当初は風紀上のものではあったが、断髪を推進する南方の国民政府との対立が決定的になるにつれて、断髪はボルシェヴィズムと結びつけられ、政治的意味を付与された。1926年に直隸省で公布された「取締女子剪髪条例」では3か月の猶予期間をすぎても断髪を止めない女性に対して1～15元の罰金を科すことを規定した。条例を設けた理由は「党軍の探偵が短髪を利用し、男は女に扮し、女は男に扮し、人混みに紛れて、宣伝や探偵を好き勝手におこなう手段としている」からであった⁽¹²⁶⁾。それでも断髪の流行を押し止めることはできず、1

年後には断髪税を導入し、毎月2円の税金を支払えば断髪してもいいことになった⁽¹²⁷⁾。
国民革命軍が北京に到達すると、断髪もまたそれにしたがって北京を風靡した。

奉天軍が北京にいた時には断髪を禁止していたが、南軍が北京にやってくると、国民政府は命令を下して断髪を通行させた。北京の女性は歓呼して断髪しようとしたが、今度は断髪職人を見つけるのが困難となった。……はじめ奉天軍は風俗を傷つけるとして断髪を禁止し罰金を科したが、革命軍当局は断髪しない女性に税金を課そうと謀っている⁽¹²⁸⁾。

図4は北京に新しく設立された女子理髪専門学校の写真である。壁にかけられた青天白日旗と「天下為公」のスローガンは国民革命軍の到来によってそれがはじめて可能になっ



図4 『盛京時報』1928年8月28日

たことを示している。

こうして断髪をめぐる攻防ラインは東三省にまで北上する。1927年末から翌年初めにかけて、奉天の『盛京時報』で断髪をめぐる論争が展開された。『盛京時報』と1920年の議論を比較したとき、その最大の相違点は断髪反対派、あるいは中立派が数多く論争に加わっていることにあろう。彼らは「新文化家」による議論がいかに関念的で皮相なものであったかを如実に示してくれる。たとえば衛生に関して、蓄髪は不衛生だというのが、それが原因で伝染病にかかった人はいるのか、日本の女性は断髪していないが、彼女たちは不衛生なのか、断髪でも手入れをしないとノミがわく、と言う具合である⁽¹²⁹⁾。また経済的な節約効果については、断髪しているのは富裕な人たちで、一般の人たちは逆に断髪しておらず、断髪しても華美な服装をしていては節約効果がないと批判する⁽¹³⁰⁾。そのうえ断髪しても整髪油が必要となるし、毎週理髪店にいけば経費もかさむ⁽¹³¹⁾。1920年とちがって、断髪の女性は現実の存在であった。彼らは実際の観察に基づき、具体的な議論を展開したのである。

反対派が問題にするのは美観と政府の禁令である。これに対して賛成派は、この世に絶対的な真理はなく、法律といえども不変かつ正しいわけではない、断髪は時代の流れであり、正しいか正しくないかという問題ではない、長髪だから美しいとはいえない、などと反駁した⁽¹³²⁾。また容姿をもって男性に媚びず、自らを解放すべしという主張もあった⁽¹³³⁾。

論争に参加したのは相変わらずほとんどが男性であったが、男性が女性の断髪について議論することの是非についても議論が交わされた。笑我はこの問題は我々男性になんの関係があるのか、討論の価値があるのか、男性が口を挟むのはお節介だと批判した⁽¹³⁴⁾。『盛京時報』に断髪の問題をもちこんだTD女士は、男性に対して、こんな問題に時間を浪費せず、別の研究をしていただきたい、切るかどうかは本人の問題、女性自身の主権の問題だとはねつけた⁽¹³⁵⁾。これに対して、世の中は男女から成り、両性が助け合っていかなければならず、半数を占める女性の問題を放置できないという反論がなされる⁽¹³⁶⁾。また劉信成は女性の問題に対して男性には勧告・忠告する責任があると考えていた⁽¹³⁷⁾。女性の断髪を論じることは自らの当然の責務だと考えていた男性が、自らの役割に疑問を抱くようになり、また女性たち自身も自らの権利を主張するようになったのは大きな変化といえよう。

断髪を論じることの政治的意義についても議論が交わされた。笑我は国家存亡のおり、関税自主権や不平等待遇など論ずべき問題は多く、女性がみな断髪しても自身や国家にどれくらい利益があるのか、みな断髪しなければ国家の前途にどれくらい障害があるのか、と問いかけた⁽¹³⁸⁾。断髪など議論しているから亡国になるとか、その関心を救国に向けよといった声は少なからずみられた⁽¹³⁹⁾。一方、断髪と救国は大いに関係があるとする論者

もいた。馬少森は、女性の問題は重要な社会問題であり、2億人の女性が国事に与らないのは大問題で、強国健種をのぞむなら、女性の解放を論じざるを得ず、断髪に言及せざるをえないと論じた。劉信成は、断髪は風紀の問題、道德の問題であり、国家と直接間接に関係すると主張した⁽¹⁴⁰⁾。

止めどなく続く論争を調停しようという試みもなされたが、うまくいかなかった。塞上野人は多数決をとろうと提案した。この論争を多数決で決着させるという議論には異論がでたものの、投票は行われた。その結果、賛成が420票、反対が360票となった⁽¹⁴¹⁾。賛成票がやや上回ったとはいえ、いずれの陣営も決定的な勝利を得たわけではない。小天は一連の論争を次のように総括した。

投票が全社会を代表するものかどうかはわからない。ただ断髪は現代社会の必然の趨勢である。とはいえそれは中流以上の、比較的新しい思想をもつ社会的女性についていうのであって、農村の女性についていうものではない。女性の断髪は文化の中心地帯から始まった。女学生、娼妓、知識階級の家庭、富家の女性たちがそうであるが、その行為はファッションとか理論の実行とかのみで理屈づけられるものではない。女性の断髪が国民生活に与える影響はさほど大きくないのだから、保守派は反逆とみなさずともよく、維新派もみな断髪すべしとするべきではない。女性の断髪は欧米で流行し、世界に広まっている。それには当然の意義がある。それが風俗を傷つけるといふのは言葉が過ぎる⁽¹⁴²⁾。

小天によれば、断髪は都市の一部の女性に広まった流行であり、それに対して過剰な意味づけをすべきではないし、なんらかの意味づけをしても断髪の趨勢をどうすることもできないのである。事実、1928年の奉天では断髪が燎原の火のごとく燃え広がっていた。政府は断髪を禁止しようと試みたが、それは空文に等しかった⁽¹⁴³⁾。

各級の女学校で断髪するものが日々増えている。政府は禁止しているが、女学生は問題にしていない。張〔学良〕司令は激怒して、三省の教育庁に断髪禁止を徹底するように通知した⁽¹⁴⁴⁾。

この記事が掲載されてわずか一週間後、『大公報』に「奉天市の女学校では断髪が禁止されていたが、いまや解禁となり、断髪するものは日々増えている」という記事が掲載された⁽¹⁴⁵⁾。女学生の断髪に激怒した張学良ではあったが、国民政府への「易幟」を前にして、

政治的態度だけでなく、断髪にたいする態度も変えねばならなくなった。

省立女子中学で除籍された女学生たちはその後蓄髪して復学した。半年たって断髪女性には多くはないが、時勢が推移したことに加え、新思想に富む張漢卿〔張学良〕総司令が近頃国民政府に「服従」し党化が迫っていることから、女学生の断髪は必至のことと、女学生の断髪は激烈に進行し、校長や庁長もいかんともしがたい⁽¹⁴⁶⁾。

この記事から7か月後、張学良の主催で華北運動会が開かれた。張学良からの招待でこの大会を観戦した岡部平太はその印象を次のように語った。

この運動会に於ける女子選手の活躍は目ざましいもので、3、4年前とは全く隔世の感があった。断髪にパンツ、スパイクシューズ、それはまだ驚くにはあたらない。その燃え上がろうとしている新興の意気、女性にまで充ち充ちているこの活気、それは大地から萌え出してくる6月の草木のような勢いである⁽¹⁴⁷⁾。

われわれは再びスポーツの現場に戻ってきた。断髪とスポーツの結びつきは決して偶然ではない。それは新しい女性像の象徴的存在であった。断髪の映画女優、黎明暉は1934年に結婚するが、相手は上海の人気サッカーチームのゴールキーパー陸鐘恩であった。陸は冒頭で紹介した1927年の極東大会にバスケットボールの選手として参加していた。黎明は結婚を機に、映画界から姿を消す。翌1935年、蒋介石は女性のパーマを禁止し、あわせて軍人が鬣のない女性と結婚することを禁じた。国民革命にともなう断髪ブームはほどなくして冷め、断髪はありふれた髪型の一つとなって、わずかに残されていた政治的意義をも喪失した。その後の政治の変化は、断髪をふたたび道德の問題へと引き戻していったのである。

お わ り に

女性の断髪が議論されるようになるのは20世紀初からであるが、それが広く知識人の注目を集めるのは五四運動の時期である。このときの断髪は科学的合理的生活を目的とするものと、男女平等を目的とするものがあった。後者の場合、男性と同じ容姿をすること、いいかえれば女性としての性的特徴をなくすことが目指された。しかし当時は断髪を敢行する女性はずくなく、多くの人にとって断髪的女性とは「読むもの／読まれるもの」とし

てのみ存在した。1925年にファッションとしての断髪が流行するようになると、断髪の女性は「見るもの／見られるもの」へと変化した。それでも女性たちが断髪を思いとどまったのは、禁令の存在と理髪店の不足からであった。国民革命はこの2つの問題を一挙に解決し、断髪は爆発的なブームとなった。1927年8月末、第8回極東選手権競技大会に参加した日本とフィリピンの代表たちが目にしたのは、断髪ブームのさなかにあった上海の女性たちであった。

村松梢風が日本と中国の違いとして政府の奨励を挙げたのは、この意味で正しい。村松は、もし日本で同様の命令が出されても日本の女性は反対するだろうと言い、さらに続けて、日本の女性は個性が強いが因習的、中国の女性は個性が乏しいが思い切ったことをやる、と両国女性の気質論に説き及んだ。国民形成がすでに完了していた日本では、男性の身体が近代性をにない、女性の身体が伝統性をにないという分業が確立していた。これは、日本で男性知識人による断髪賛成論が少なかった原因の一つといえる。一方、国民形成の過程にあった中国では、男性のみならず女性もまた近代性を目指したのであり、国民革命はそうした潮流の頂点であったともいえる。断髪は当初道德の問題であったが、1920年代に女性たちの活動が政治化するなかで、断髪女性は礼教の破壊者であるばかりではなく、既存の政権に対抗するものとみなされるようになった。国民革命は広く群衆を動員する過程で、女性を重要な構成員として扱い、断髪女性の象徴的な破壊力を利用した。国民革命と断髪の世界的流行が時期的に重なったのは偶然であった。しかし、偶然であったからこそ、それが女性にとって国民革命の象徴として機能したのである。ながらく女性解放運動の主要な対象であった纏足解放は、それだけで国民革命を想起させるものではなかった。断髪は国民革命と結びつくことで、大きなブームを巻き起こした。しかし、その後の中国は、新生活運動に象徴されるように、女性の身体に伝統的役割を求める動きが強まる。髪は政治的意義を失い、再び道德の対象となった。男性たちの新たな「不安」を呼び起こしたのは、断髪ではなく、燙髪（パーマ）であった。

註

- (1) 『申報』1927年9月3日。
- (2) 多田徳雄「排球の戦績と感想」大日本体育協会編『第八回極東選手権競技大会報告書』大日本体育協会、1928年。
- (3) 『申報』1927年8月28日。胡適は同年4月24日から5月17日まで日本に滞在しており、「毛断」の話はこの時の見聞に基づくものであろう。なお中西女塾の卒業式は6月24日に行われた。
- (4) 『順天時報』1927年12月16日（周作人「剪髪之一考察」『談虎集』下巻、北新書局、1935

- 年（第4版）所収）。フィリピンの断髪税については未詳。アメリカ文化の影響が強いフィリピンで断髪が流行したのは1930年代で、1920年代にはまだボードビルの芸人かキャバレーの踊り子に限られていた（ニック・ホアキン著、鈴木静夫訳『アキノ家三代——フィリピン民族主義の系譜』勁草書房、1986年、187頁）。
- (5) モダンガールについては、Modern Girl Around the World Research Group, *Modern Girl Around the World: Consumption, Modernity, and Globalization*, Duke University Press, 2009が最新の成果である。
- (6) 村松梢風「断髪を支那」『新支那訪問記』騒人社書局、1929年、217頁。
- (7) 陶希聖『中国社会現象拾零』新生命書局、1931年、340頁。
- (8) 陶希聖『中国社会現象拾零』352頁。
- (9) 中国における女性の断髪に関する専論は、①洪喜美「五四前後婦女时尚的転変—以剪髪為例的探討」呂芳上、張哲郎主編『五四運動八十週年學術研討會論文集』国立政治大学大学院、1999年、②前山加奈子「ジェンダー視点で見る近代中国の断髪——日本との比較において」『駿河台大学論叢』26号、2003年、③末次玲子『二〇世紀中国女性史』青木書店、2009年、155-169頁がある。①は五四時期の断髪の議論と1920年代後半の女子理髪専科学校について論じ、②は五四時期の断髪を日本の断髪、さらに中国と日本の男性の断髪と比較し、③は国民革命期の断髪を通して女性解放運動の本質解明を目指したものである。
- (10) Sarah E. Stevens, "Figuring Modernity: The New Woman and the Modern Girl in Republican China," *NWSA Journal*, vol. 15, no. 3, Fall 2003.
- (11) Louise Edwards, "Policing the Modern Woman in Republican China," *Modern China*, vol. 26, No. 2, April 2000. エドワーズほど明示的ではないが、拙稿「天足会と不纏足会」『東洋史研究』第62巻第2号、2003年の結論でも同様の議論をしている。
- (12) 陳東原『中国婦女生活史』商務印書館、1937年、333頁。
- (13) 『民立報』1912年4月6日。日本でも明治初に類似の事例がみられたのは興味深い。「近頃府下にて往々女子の断髪する者あり、固より我古俗にも非ず、又西洋文化の諸国にも、未だ曾て見ざることにして、其醜態陋風見るに忍びず」（『新聞雑誌』明治5年3月）。
- (14) 『神州女報』第4号、(羅検秋『近代中国社会文化変遷録』第3巻、浙江人民出版社、1998年、120頁所収)。
- (15) 『時報』1912年6月14日。
- (16) 胡蘭畦『胡蘭畦回憶録』四川人民出版社、1985年、14-15頁。
- (17) 『申報』1916年9月27日。同年10月には、国体に関わり外国人の嘲笑となる男子の辮髪と、人道を損ね人種を弱くする纏足に対して、それぞれ改めて禁令が出されている（『申報』1916年10月15、20日）。
- (18) 戴緒恭『向警予伝』人民出版社、1981年、23-27頁（男女平等については、「向警予作激浦県立女校校歌」（1917年）に現れる）。
- (19) 毛子震「女子剪髪問題の意見」『婦女雜誌』第6巻第4号、1920年4月。
- (20) 黄女士「論婦女們應該剪頭髮」『晨報』1919年12月5日。同記事によれば、黄女士は『華北明星報』（*North China Star*）にも文章を寄稿しているとのことである。
- (21) 蕙塘女士「我對於婦女剪髪の管見」『晨報』1919年12月8日。
- (22) 「女学生実行剪髪」『晨報』1920年1月31日。
- (23) 蕙塘「我對於婦女剪髪の管見」、毛飛「髪」『民国日報』1920年3月3日、「再論女子剪髪

- 的理由（続）」天津『大公報』1920年5月26日。
- (24) 毛飛「女子宜廢除粧飾的商榷」『民国日報』1920年1月4日。
- (25) 「再論女子剪髮的理由」天津『大公報』1920年5月25日。
- (26) 許地山「女子的服飾」『民国日報』1920年1月30日、毛飛「再論女子剪髮問題」『民国日報』1920年3月30日、馬建東「女子剪髮与服装的討論」『民国日報』1920年4月10日。誠「女子剪髮打油詩」天津『大公報』1920年5月3日。ここで服飾の問題が出てくるのは、断髪が（本来男性用である）長衫の着用、装飾品の不使用などと連動した男装化の一部であったからである。男装を主張した人びとは、それが便利で衛生的で見た目もよく経済的で、また男子が肉欲を抱くことがなくなると主張した（許地山「女子底服飾」『新社会』第8号、1920年1月11日、朱榮泉「女子着長衫的好处」『民国日報』1920年3月30日）。
- (27) 数少ない例外は沈璇仙「女子剪髮後の問題」『婦女雜誌』第6巻第10号、1920年10月で、「女子が断髪したあとは国家の思想が無ければならない」と主張している。また、髪型と政治的主張を結びつけた事例として、1915年5月に21か条要求に反対した女子師範学校学生が、当時流行していた日本式の髪型から中国式の髪型に変えるという出来事があった（『時報』1915年5月24日）。
- (28) 王曉梅「剪髮的故事」『老照片』第5輯、山東画報出版社、1998年2月、秦德君・劉淮『火鳳凰：秦德君和她的一個世紀』中央編訳出版社、1999年、7-9頁。
- (29) 「粵女子実行剪髮」天津『大公報』1920年5月9日、「女子剪髮小問題」『時報』1920年5月11日。
- (30) 『胡蘭畦回憶録』49-50頁。
- (31) 「雲南女子実行剪髮運動」『婦女日報』1924年7月7日。
- (32) 笑菱「剪髮是自己的事」『民国日報』1920年4月16日。
- (33) 思安「上海的女学生注意」『民国日報』1920年3月31日。李思安は実は女性で、毛沢東らが湖南の長沙で組織した新民学会の会員であった。
- (34) 思安「女学生的話」『民国日報』1920年4月8日。
- (35) 胡懷琛「女子当廢除装飾」『婦女雜誌』第6巻第4号、1920年4月。この女学生にたいして胡懷琛は「一人でするから除籍されるのであって、みんなと約して断髪すれば除籍されない。姉妹には断髪するまえに断髪するかしないかの利害をとき、一緒に切ればいい」とアドバイスしている。
- (36) 呉徳名「一個女子的夢」『民国日報』1920年4月15日。
- (37) 毛飛「再論女子剪髮問題」。
- (38) 毛飛「剪髮的毅力」『民国日報』1920年3月3日。
- (39) 「剪髮女子不合美觀」『婦女日報』1924年8月29日。
- (40) 惠権「再論女子剪髮問題」『民国日報』1920年10月12日。
- (41) 数少ない例外は黙安「對於女子剪髮問題的一個感想」『民国日報』1921年10月7日で、「剪髮同志会」を設立して、断髪の様式を研究することを提案している。
- (42) 金紅俠「答管際安君对于女子剪髮問題的疑問」『解放画報』第4期、1920年8月29日。
- (43) 王曉梅「剪髮的故事」。
- (44) 王曉梅「剪髮的故事」。
- (45) 毛飛「女子宜廢除粧飾的商榷」、馬建東「女子剪髮与服装的討論」。
- (46) 李文海主編『民国時期社会調査叢編 婚姻家庭卷』福建教育出版社、2005年、113-115、

155-156頁。

- (47) 「關於『妻已否剪髮』的答覆」『民国日報』1920年3月17日。
- (48) 沈乃人「女子応否剪髮」『民国日報』1920年3月20日。
- (49) 「女学生実行剪髮」『晨报』1920年1月31日。
- (50) 毛沢東「女子革命軍」『湘江評論』創刊号、1919年7月14日（中共中央文献研究室、中共湖南省委『毛沢東早期文稿』編輯組編『毛沢東早期文稿』湖南出版社、1990年、335頁所収）。
- (51) 延年「談女子剪髮」『申報』1925年2月11日。
- (52) 王人美口述、解波整理『我的成名与不幸：王人美回憶錄』上海文芸出版社、1985年、43-45頁。
- (53) 『三日画報』1926年1月17日。
- (54) 「還金記」という説もある（『申報』1926年7月24日）。
- (55) 例えば「楊耐梅削髮記」『時報』1926年1月16日など。
- (56) 『三日画報』1926年2月7日。
- (57) 『時報』1927年8月6日。
- (58) 「天津的女子理髮店（一）」天津『大公報』1928年9月27日。
- (59) 『時報』1927年8月6日。
- (60) 『申報』1925年8月19日。
- (61) 『申報』1926年7月24日。
- (62) 顔型によるアドバイスについては「新女髮譜」『時報』1927年8月7-16日。スタイルブックについては『時報』1927年7月8日。
- (63) 『三日画報』1926年1月20日。
- (64) 『申報』1926年11月11日。
- (65) 『申報』1926年1月22日。なお『上海婦女志』上海社会科学院出版社、2000年、575頁には1920年に一樂也理髮店で、劉海式の断髪のヘアスタイルが案出され、一世を風靡したとあるが、出典が示されておらず、ここでは取り上げない。
- (66) 『申報』1926年1月22日。
- (67) 『申報』1926年3月21日。伝統的に理髮は賤業であり、上海ではおもに江北人（その中でも特に揚州人）がこれに従事していた。
- (68) 陳望道「中国女子底覚醒」『新女性』第1巻第9号、1926年9月。
- (69) 『時報』1927年6月22日。
- (70) 『(台湾) 基隆県志』（『中国地方志民族資料彙編』華東卷（下）、書目文献出版社、1995年、1599頁所収）。
- (71) 江長仁編『三一八惨案資料彙編』北京出版社、1985年、42頁。
- (72) 北京市特別市執行委員会「对于“三一八”惨案之經過呈報中央執行委員会書」『党声』第3期、1926年5月1日（『三一八惨案資料彙編』93頁所収）。
- (73) 方其道「未婚妻劉女烈士和珍事略」『世界日報』1926年3月25、26日（『三一八惨案資料彙編』367頁所収）。
- (74) 培良「劉和珍楊德群兩烈士死難後紀」『国立北京女士師範大学週刊』第124期、1926年3月31日（北京師範大学校史資料室編『碧血濺京華：紀念三一八惨案六十周年』北京師範大学出版社、1986年、139頁所収）。
- (75) 姜公偉「燕大自慘变来三日記」『燕大週刊』第94、95期、1926年3月27日（『中国現代革

- 命史資料叢刊 三一八運動資料』人民出版社、1984年、118頁所収)。
- (76) 楊春洲「関于“三一八”惨案和南下参加大革命的回憶」『碧血濺京華』233頁。
- (77) 培良「劉和珍楊德群兩烈士死難後紀」。
- (78) 『婦女運動的先驅 蔡暢』中国婦女出版社、1984年、15-16頁。
- (79) 金瑞英主編『鄧穎超 一代偉大的女性』山西人民出版社、1989年、口絵3頁。
- (80) 『胡蘭畦回憶錄』102頁。
- (81) Christina Kelley Gilmartin, *Engendering the Chinese Revolution: Radical Women, Communist Politics, and Mass Movements in the 1920s*, University of California Press, 1995, p. 152.
- (82) 『嚮導』第176期、1926年10月16日。
- (83) 梅生「夏超独立雲花記」『上海画報』第167号、1926年10月27日。
- (84) 豈明〔周作人〕「拌髮狂」『語絲』第105期、1926年11月13日。
- (85) 「中共中央婦委報告(節録)」中華全国婦女連合会婦女運動歴史研究室『中国婦女運動歴史資料(1921-1927)』上、人民出版社、1986年、496頁。
- (86) 藍淑文「回憶湖北省婦女協會及其活動片断」『武漢文史資料』総第15輯、1984年第1輯。
- (87) 胡毓秀「首批女兵話当年」『紅旗飄飄』23、1981年、235頁。
- (88) 末次玲子「大地の娘：康克清伝」中国女性史研究会編『中国女性解放の先駆者たち』日中出版、1984年、164頁。
- (89) 漢口『民国日報』1927年3月9日。
- (90) 漢口『民国日報』1927年3月9日。
- (91) 漢口『民国日報』1927年5月7日。
- (92) 漢口『民国日報』1927年7月17日。
- (93) 漢口『民国日報』1927年5月16日。
- (94) 内田佐和吉『新武漢風物誌』新武漢社、1941年、188頁。
- (95) 荷笠「『革命』問題」『中央副刊』第95号、1927年6月29日。
- (96) 『中央副刊』第62号、1927年5月25日。
- (97) 『中央副刊』第69号、1927年6月1日。
- (98) 女生隊については拙稿「近代中国における女性兵士の創出：武漢中央軍事政治学校女生隊」『人文学報』第90号、2004年4月を参照。
- (99) 『中央副刊』第69号、1927年6月1日。
- (100) 謝冰瑩『一個女兵的自伝』良友圖書印刷公司、383頁。
- (101) 漢口『民国日報』1927年7月7日。
- (102) 漢口『民国日報』1927年6月15日。
- (103) 魯迅「憂「天乳」」『語絲』第152期、1927年10月8日。
- (104) この点は日本でも同様であった(牟田和恵・慎芝苑「近代のセクシュアリティの創造と新しい女：比較分析の試み(ジェンダー／セクシュアリティ)」『思想』886号、1998年4月)。
- (105) 末次玲子『二〇世紀中国女性史』163-165頁。
- (106) 「中共中央通告第六十四号」『中国婦女運動歴史資料(1921-1927)』695頁。
- (107) 漢口『民国日報』1927年7月19日、8月1日、8月4日。
- (108) 『時報』1927年12月17日。
- (109) 天津『大公報』1927年12月21日。
- (110) 『申報』1927年12月20日。

- (111) 曾志『一個革命的幸存者：曾志回憶實錄』 廣東人民出版社、1999年、37、51、170頁。
- (112) 『申報』1927年4月28日。
- (113) 『申報』1927年6月6日。
- (114) 『時報』1927年7月23日。
- (115) 陶希聖『中国社会現象拾零』339頁。
- (116) 『時報』1927年8月6日。
- (117) 『申報』1927年8月18日。
- (118) 「神戸に寄港した美しい蔣夫人」『大阪朝日新聞』昭和2年8月22日。
- (119) 『申報』1927年4月28日。蘇州では梳頭娘嬢を雇い毎日髪を結わせると、1か月で1元かかったという（『時報』1927年7月1日）。理髪店での断髪がいかに高く付いたかがわらう。断髪の流れで梳頭娘嬢は収入が大きく減ったという。
- (120) 洪喜美「五四前後婦女時尚の轉變」、『時報』1927年7月3日。
- (121) 『申報』1927年6月23日。
- (122) 『蘇州明報』1928年6月14日、1929年6月13日、『盛京時報』1928年8月28日、『申報』1929年9月8日。
- (123) ただし断髪ブームは1年半ほどで終わり、理髪業界に転身した娼妓たちは「あるいは過去に戻って、もとの商売を始めなければならないかもしれない」という状況に追い込まれた（『錫報』1928年11月28日）。
- (124) 汝純「頭之調査」『申報』1927年12月31日。
- (125) *The Manila Times*, July 17, 1927.
- (126) 『北洋画報』1926年12月1日。
- (127) 「北京的剪髮税」蘇州『中報』1927年11月8日。
- (128) 『盛京時報』1928年8月28日。
- (129) 耀峯「覆非她君批評女子剪髮」『盛京時報』1927年11月27日、SHF「女子剪髮的問題」『盛京時報』1927年12月10日、伴柳「「挿嘴就說」的三稜鏡」『盛京時報』1927年12月20日。
- (130) 耀峯「覆非她君批評女子剪髮」、化新「女子剪髮的商榷（続）」『盛京時報』1927年11月19日。
- (131) 化新「「非她」君的回声」『盛京時報』1927年12月2日、道盛「質 TD 女士」『盛京時報』1927年12月3日、SHF「女子剪髮的問題」。
- (132) 伴柳「「挿嘴就說」的三稜鏡」、陳古斎「女子剪髮的我見」『盛京時報』1927年11月25日、非她「我讀「女子剪髮的商榷」後（続）」『盛京時報』1927年11月23日。
- (133) 醉生「關於女子剪髮問題的一点供献（続）」『盛京時報』1927年12月23日。
- (134) 笑我「無味的討論与爭弁」『盛京時報』1927年11月29日。
- (135) TD 女士「為四公進一言」『盛京時報』1927年11月30日。
- (136) 道盛「質 TD 女士」『盛京時報』1927年12月3日、守讓「為 TD 女進一言」『盛京時報』1927年12月5日。
- (137) 劉信成「致笑我先生」『盛京時報』1927年12月5日。
- (138) 笑我「覆劉信成君」『盛京時報』1927年12月17日。
- (139) 頁崙「為討論女子剪髮諸君進一言」『盛京時報』1927年12月15日、道盛「我来請問頁崙君」『盛京時報』1927年12月17日。
- (140) 馬少森「剪髮論戰的尾声」『盛京時報』1927年12月25日、劉信成「再致笑我君」『盛京

時報』1927年12月25日。

(141) 塞上野人「我来調停論戦」『盛京時報』1927年12月13日、塞上野人「女子剪髮論戦善後」『盛京時報』1927年12月29日、小天「剪髮論戦総結束」『盛京時報』1928年2月21日。

(142) 小天「剪髮論戦総結束」『盛京時報』1928年2月22日。

(143) 『盛京時報』1928年2月15日。

(144) 『盛京時報』1928年8月27日。

(145) 天津『大公報』1928年9月4日。

(146) 天津『大公報』1928年10月13日。

(147) 岡部平太遺稿集刊行会『スポーツ・勝負・人間：岡部平太遺稿集』編者刊、1968年、53頁。